

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-64
提出年月日	2023年8月24日

島根原子力発電所2号炉

保安規定の施行期日について

2023年 8月
中国電力株式会社

保安規定の施行期日について

1. 施行期日の規定方針

- (1) 保安規定の施行期日は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内とする。
- (2) 重大事故等対処施設および設計基準対象施設の使用前事業者検査の実施を踏まえ、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日[※]以降に適用することとする。

※：使用前事業者検査終了日とは、使用前確認申請書に係る使用前事業者検査の使用前確認により、当該の使用前事業者検査が終了していることについて原子力規制委員会の確認を受け使用承認を得た日とする。

2. 施行期日の規定の記載

	施行期日の規定の記載
申請書 本文 (施行期日)	<p>3. 施行期日</p> <p>(1) この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>(2) 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）、第17条の6（資機材等の整備）、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）および第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）については、教育訓練に係る規定を除き2号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>(3) 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しに係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>(4) 添付4 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階，2号タービン建物2階，2号廃棄物処理建物1階」および「図28. 屋外トレンチ（1）」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>(5) 3号炉については、原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</p>

(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抜粋）（令和4年4月1日施行）

(使用前事業者検査の実施)

第十四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
 - 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
 - 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
- 2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前確認の申請)

第十五条 法第四十三条の三の十一第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(使用前確認を要しない場合)

第十七条 法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

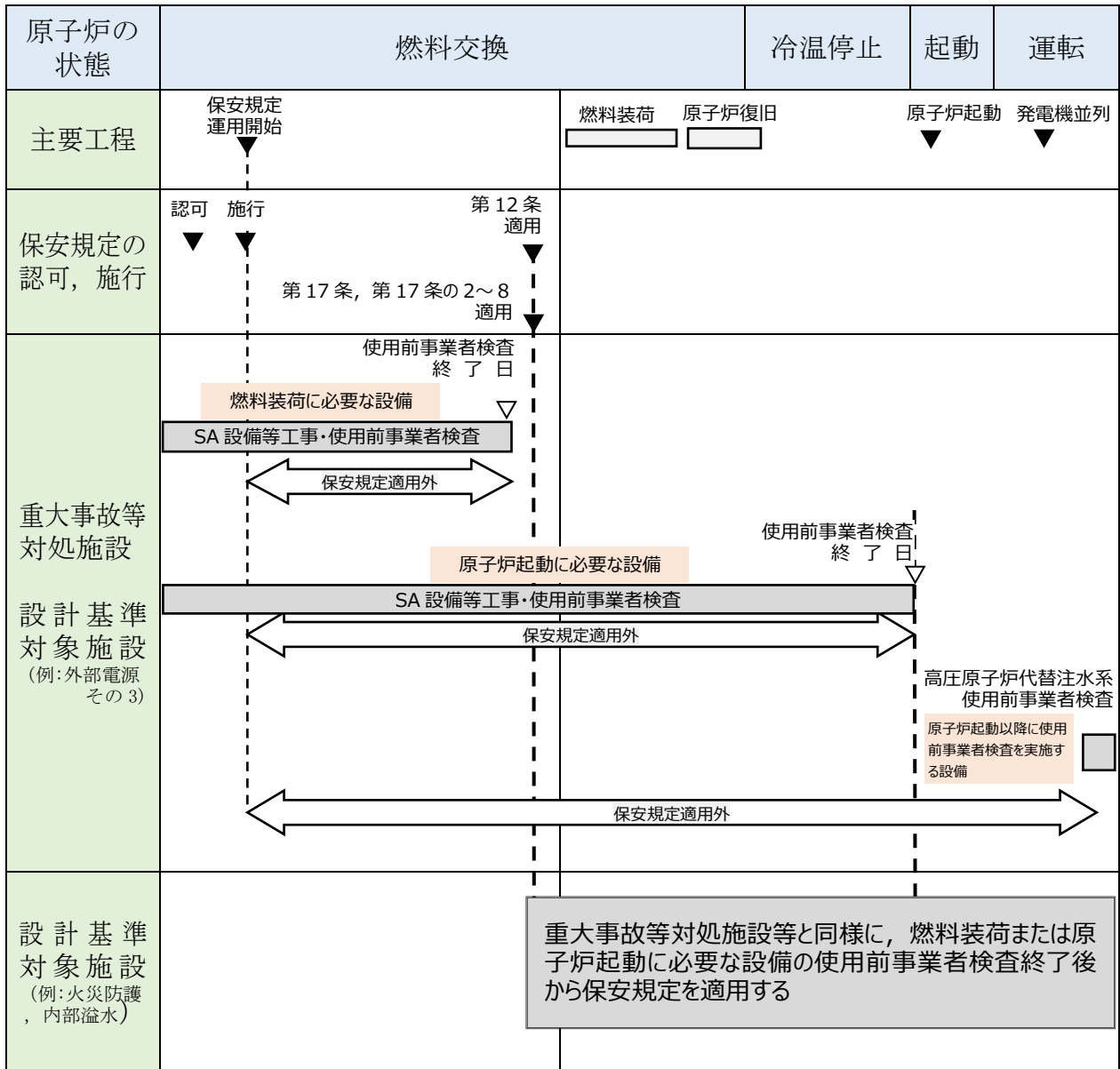
- 一 原子炉本体を試験のために使用する場合であって、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合
- 三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用する旨を指示した場合
- 五 制限工事の場合
- 六 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であって、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないもの場合

(使用前確認証)

第二十一条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

(2) 使用前事業者検査終了日と保安規定の適用との関係

原則として、各原子炉施設における保安規定に係る要求（運転上の制限）の適用される時期（原子炉の状態）までに使用前事業者検査を実施し、終了後、保安規定を適用することとし、それまでの間は従前の例による。



(3) 原子炉の状態

表 1 1

原子炉の状態	運転	起動	高温停止	低温停止	燃料交換
原子炉モード スイッチの位置	運転	起動/ 高温待機	燃料交換 または 停止	燃料交換 または 停止	燃料交換 または 停止
原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1 本以上 ボルトが緩め られている
原子炉冷却材温度			100℃ 以上	100℃ 未満	

3. 附則記載およびその説明

(1) 工事や運用上の制約がない条文

第1条 この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

<説明>

原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に適用する。

(2) 新規制基準適用以降の工事計画認可の対象範囲で、施行時点で使用前事業者検査が完了しない設備については、使用前事業者検査完了後に保安規定を適用する。

2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）、第17条の6（資機材等の整備）、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）および第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）については、教育訓練に係る規定を除き2号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

<説明>

島根原子力発電所2号炉においては、新規制基準を踏まえた火災、溢水、竜巻等の設計基準事象や重大事故等へ対処するための安全対策工事を進めており、この工事完了以降、保安規定における設備および運用に関する条文（例：SA設備は第65条、SA時の手順、体制は第12条、第17条、第17条の2～8）を適用開始する。

具体的には、当該号炉の原子炉に燃料を挿入する前および原子炉の臨界反応操作を開始する前の使用前事業者検査が終了となる使用前確認を受けた日以降、適用される旨、附則において明確にする。（添付1参照）

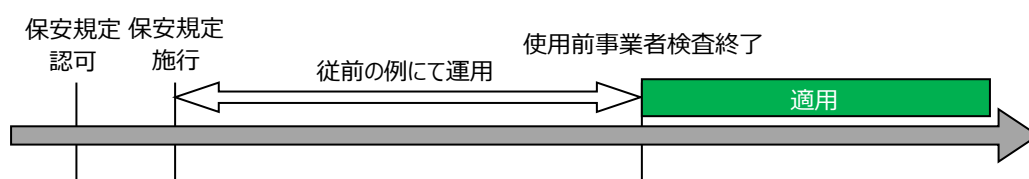
第17条、第17条の2～6のうち可燃物管理、竜巻退避運用等については、当該設備の使用前確認は無いが、安全設備（使用前事業者検査対象）への波及的影響防止のためのものであり、安全設備が使用開始（原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査終了）されるまで経過措置を設ける。

第17条の7、8は、重大事故等対処施設の一部（燃料装荷）が使用開始されるまで経過措置を設ける。

ただし、第17条、第17条の2～8の教育訓練に係る規定については、保安規定施行と同時に適用する。なお、適用開始前にこれを運用する者に必要な教育訓練を実施する必要があるため、社内マニュアル等は保安規定施行までに制定・改訂し、第17条、

第17条の2～8の教育訓練の実施に準じて力量を付与する。

条文毎の適用時期を添付1に示す。



第12条（運転員等の確保）については、原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査が終了となる使用前確認を受けた日以降に第12条を適用し、運転員、緊急時対策要員および自衛消防隊を配置し、その後に燃料装荷を開始する。（添付2参照）

表12-1

中央制御室名 原子炉の状態	2号炉	3号炉
運転、起動および 高温停止の場合	<u>7名以上</u>	3名以上
冷温停止および 燃料交換の場合	<u>5名以上</u>	2名以上

表12-2

中央制御室名 原子炉の状態	2号炉	3号炉
運転、起動および 高温停止の場合	2名以上	2名以上
冷温停止および 燃料交換の場合	<u>2名以上</u>	1名以上

表12-3

要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊
<u>常駐</u>	<u>31名以上</u> ^{※3}	<u>7名以上</u>
<u>招集</u>	<u>46名以上</u> ^{※3}	<u>8名以上</u> ^{※4}

※3：2号炉の対応要員とする。

※4：火災の規模に応じ招集する。

(3) 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しに係る規定については、組織改正をもって適用する。

3. 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しに係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行することとし、それまでの間は従前の例による。

<説明>

原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用する。

(4) 屋外トレンチの管理区域図の変更については、管理区域の変更をもって適用する。

4. 添付4 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階, 2号タービン建物2階, 2号廃棄物処理建物1階」および「図28. 屋外トレンチ(1)」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

<説明>

管理区域の変更をもって適用することとし、当社が定める日から適用する。

(5) 未申請の3号炉の原子炉に燃料装荷を行わないことを明確にする。

5. 3号炉については、原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。

<説明>

未申請の3号炉の原子炉に燃料装荷を行わないことを明確にするため、附則に規定する。

以 上

添付 1 新規基準保安規定適用時期一覧表

【凡例】

- : 使用前事業者検査終了予定時期
- : 新規基準保安規定条文適用 (LCO適用時期含む)
- : 従前の保安規定条文適用
- : 新規基準保安規定条文適用せず (従前の当該条文なし)

検査時期は2023年8月時点の想定

保安規定条文 (新規)	施行から適用	附則2 適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
			燃料装荷	CR引抜						
第1章 総則										
第1条 目的 ・変更なし この規定第1編は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第43条の3の2第4第1項の規定に基づき、…	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第2条 基本方針 ・変更なし 原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業者および公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第2条の2 関係法令および保安規定の遵守 ・記載の適正化 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実にするため、以下の活動を実施する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第2条の3 安全文化の育成および維持 ・記載の適正化、組織変更 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の健全な安全文化を育成し、および維持する活動を行う。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第2章 品質保証										
第3条 品質マネジメントシステム計画 ・記載の適正化 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第3章 体制および評価										
第4条 保安に関する組織 ・組織図の変更 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第5条 保安に関する職務 ・17条関連職務、組織変更 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第6条 原子力発電保安委員会 ・変更なし 電源事業本部に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第7条 原子力発電保安運営委員会 ・審議事項の追加 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ・訓練作の防止に関する事項（2号炉） ・火災発生時、内部溢水発生時（2号炉）、火山影響等発生時（2号炉）、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時（2号炉）の体制の整備に関する事項 ・重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（2号炉）	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第8条 原子炉主任技術者の選任 ・記載の適正化 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に選定して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。 （1）原子炉施設の施設管理に関する業務 （2）原子炉の運転に関する業務 （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 （4）原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（2号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常召集が可能なエリア外に離れる場合を含む。）は、代行者と交代する。…	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第8条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任 ・変更なし 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第9条 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領」に基づき職務を遂行する。 ⇒12条、17条関連、65条	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等 ・記載の適正化 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法第43条に基づき電気工作物の工事、維持および運用に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第9条の3 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の情報共有 ・変更なし 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者（以下、「主任技術者」という。）は、適宜、相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図る。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第10条 原子炉施設の定期的な評価 ・変更なし 所長は、各号炉および10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第4章 運転管理										
第11条 構成および定義 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。 重大事故：実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵施設に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。 燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間：燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第11条の2 原子炉の運転期間 ・記載の適正化 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間 ^{※1} の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第55条第4項第1号に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第12条 運転員等の確保 課長（発電）は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する ^{※1} 。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 ※1：重大事故等対応施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。 ⇒力量を有する者の確保時期 ・要員の確保（2号炉およびその他号炉運転員、緊急時対策要員） ・要員確保の見込みがない場合の措置 ・成立性確認訓練において、要員の力量が確保できていないと判断された場合の措置	-	○	■	■	■	■	○	-	-	※1：2号炉燃料装荷前の使用前事業者検査終了日以降に要員に関する新規基準の規定を適用する。それまでは従前のとおり。

添付 1 新規基準保安規定適用時期一覧表

【凡例】

- : 使用前事業者検査終了予定時期
- : 新規基準保安規定条文適用 (LCO適用時期含む)
- : 従前の保安規定条文適用
- : 新規基準保安規定条文適用せず(従前の当該条文なし)

検査時期は2023年8月時点の想定

保安規定条文 (新規)	施行から適用	附則2 項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
			燃料装荷	CR引抜						
第12条の2 運転管理業務 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 当直長は、原子炉施設(系統より隔離されている施設 ^{※1} を除く。)の運転に関する次の業務を実施する。 (2) 各課長または当直長は、系統より隔離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。 a. 第13条第3項の監視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。 b. 作業に伴う機器操作を実施する。 c. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応を実施する。 ※1: 系統より隔離されている施設とは、2号炉の可搬型設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等を含む。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第13条 監視点検 ・系統より隔離されている施設の監視 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器(以下「格納容器」という。))内部、第93条(管理区域内における特別措置)第1項に定める区域および系統より隔離されている施設 ^{※1} を除く。)を監視し、… ※1: 系統より隔離されている施設とは、2号炉の可搬型設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等を含む。	○※1	-	■	■	■	■	-	-	※1: 供用開始された設備が順次対象に追加する。	
第14条 規定類の作成 各課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する事項の規定類を作成し、制定・改正にあつては、第7条(原子力発電保安運営委員会)第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 ・調整の防止に関する事項(2号炉) / 火災発生時、内部溢水発生時(2号炉)、火山影響等発生時(2号炉)、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時(2号炉)の体制の整備に関する事項 / 重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項(2号炉) 追加	○	-	■	■	■	■	-	-		
第15条 引継および周知 ・変更なし 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、運転日誌および引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第16条 原子炉起動前の確認事項 各課長および当直長は、原子炉起動前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。なお、各課長が点検を実施した結果は、課長(発電)に通知する。 2. 当直長は、定時停止後の原子炉起動前に、第3部の各条文中で定時停止時に各課長から課長(発電)に通知されることになっている確認項目 ^{※1, ※2} について、通知が完了していることを確認する。 ※1: 原子炉起動のための制御棒引き抜き以降に実施される確認項目を除く。 ※2: 定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、原子炉起動のための制御棒引き抜き開始前1年以内の確認結果を確認することとする。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第17条 火災発生時の体制の整備 火災発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・火災発生時の体制の整備について計画を策定 ・専用回線を使用した通報設備、要員の配置、教育訓練、資機材の配備、可燃物の管理 ・手順書の整備 ・定期的な評価 ・災害を未然に防止するための措置	○※1	○	■※2	■	■	■	○※3	-	※1: 教育訓練のみ施行から適用。 ※2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第17条を適用する。 ※3: 17条の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。	
第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備 内部溢水発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・内部溢水発生時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、教育訓練、資機材の配備 ・手順書の整備 ・定期的な評価 ・災害を未然に防止するための措置	○※1	○	■※2	■	■	■	○※3	-	※1: 教育訓練のみ施行から適用。 ※2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 ※3: 17条の2の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。	
第17条の3 火山影響等発生時の体制の整備 火山影響等発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・火山影響等発生時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、教育訓練、資機材の配備 ・手順書の整備 ・定期的な評価 ・災害を未然に防止するための措置 ・その他関連する活動	○※1	○	■※2	■	■	■	○※3	-	※1: 教育訓練のみ施行から適用。 ※2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 ※3: 17条の3の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。	
第17条の4 その他自然災害発生時等の体制の整備 その他自然災害発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・その他自然災害発生時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、教育訓練、資機材の配備 ・手順書の整備 ・定期的な評価 ・災害を未然に防止するための措置 ・その他関連する活動	○※1	○	■※2	■	■	■	○※3	-	※1: 教育訓練のみ施行から適用。 ※2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 ※3: 17条の4の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。	
第17条の5 有毒ガス発生時の体制の整備 有毒ガス発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・その他自然災害発生時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、教育訓練、資機材の配備 ・手順書の整備 ・定期的な評価 ・災害を未然に防止するための措置	○※1	○	■※2	■	■	■	○※3	-	※1: 教育訓練のみ施行から適用。 ※2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 ※3: 17条の5の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。	
第17条の6 資機材等の整備 設計基準事故が発生した場合に用いる資機材等(安全避難通路、可搬型照明、通信連絡設備、SPDS等)を規定	-	○	■※1	■	■	■	○※2	-	※1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 ※2: 17条の6の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。	
第17条の7 重大事故等発生時の体制の整備 重大事故等発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・重大事故等発生時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、教育訓練(力量維持向上訓練、成立性確認訓練等)、資機材の配備 ・手順書の整備 ・支援に関する活動 ・定期的な評価	○※1	○	■※2	■	■	■	○※3	-	※1: 教育訓練のみ施行から適用。 ※2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 ※3: 17条の7の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。	
第17条の8 大規模損壊発生時の体制の整備 大規模損壊発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・大規模損壊発生時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、教育訓練(力量維持向上訓練、技術的能力の確認訓練)、資機材の配備 ・手順書の整備 ・支援に関する活動 ・定期的な評価	○※1	○	■※2	■	■	■	○※3	-	※1: 教育訓練のみ施行から適用。 ※2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 ※3: 17条の8の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。	
第17条の9 電源機能等喪失時の体制の整備 電源機能等喪失時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・電源機能等喪失時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、訓練、資機材の配備 ・保全のための活動 ・定期的な評価	○※1	○	■※1	■	■	■	-	-	※1: 2号炉は17条、17条の2～17条の8の適用時期同様とし、それまでは従前の17条の2に準ずる。 ※2: 3号炉は施行から17条の9を適用するが、附則5を適用し燃料装荷は行わないため、燃料装荷前までは従前のとおり。	

添付 1 新規基準保安規定適用時期一覧表

【凡例】

- : 使用前事業者検査終了予定時期
- : 新規基準保安規定条文適用 (LCO適用時期含む)
- : 従前の保安規定条文適用
- : 新規基準保安規定条文適用せず (従前の当該条文なし)

検査時期は2023年8月時点の想定

保安規定条文 (新規)	施行から適用	附則2 項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入 する前の使用前事業者 検査	臨界反応操作前の 使用前事業者検査	起動後の使用前事 業者検査	備考
			燃料交換	冷温 停止	起動	運転				
			旅行 燃料装荷	CR引抜						
第18条 水質管理 ・変更なし 課長 (放射線管理) は、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の塩素イオン濃度を1箇月に1回測定し、その結果を課長 (発電) に通知する。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第18条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理 当直長は、定事検止後の原子炉起動前に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁 (原子炉側から第1弁) について、閉止施設状態であることを確認する。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第19条 停止余裕 ・変更なし 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、停止余裕は、表19-1に定める事項を運転上の制限とする。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第20条 反応度監視 ・変更なし 原子炉の状態が運転において、反応度の予測値と監視値の差 ^{※1} は、表20-1に定める事項を運転上の制限とする。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第21条 制御棒の動作確認 ・変更なし 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒は表21-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、全挿入位置の制御棒および引抜制御棒1本だけが動作不能の場合を除く。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第22条 制御棒のスクラム機能 ・DB ^{※SA} 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能 ^{※1} は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。	-	○	■	■	■	■	○	-		
第23条 制御棒の操作 ・変更なし 原子炉の状態が運転および起動において、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合、制御棒の操作は、表23-1に定める事項を運転上の制限とする。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第24条 ほう酸水注入系 ・DB ^{※SA} 原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系 ^{※1} は、表24-1に定める事項を運転上の制限とする。	-	○	■	■	■	■	○	-		
第25条 原子炉熱的制限値 ・変更なし 原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度は、表25-1に定める事項を運転上の制限とする。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第26条 原子炉熱出力および炉心流量 ・変更なし 原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表26-1に定める事項を運転上の制限とする。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第27条 計画および制御設備 ・LD ^{※SA} およびLCS追加 原子炉の状態に応じて、次の計画および制御設備 ^{※1} は、表27-1に定める事項を運転上の制限とする。 (1) 原子炉保護系計装 (2) 中性子源領域計装 (3) 非常用炉心冷却系計装 (低圧炉心スプレイ系計装、低圧注水系計装、高圧炉心スプレイ系計装、自動減圧系計装) (4) 格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉棟隔離系計装) (5) その他の計装 (非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用循環系計装、事故警報計装) 第28条 原子炉再循環ポンプ ・変更なし 原子炉の状態が運転および起動において、原子炉再循環ポンプは、表28-1に定める事項を運転上の制限とする。	-	○	■	■	■	■	○	-	※1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第27条を適用する。それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備 (自動減圧系計装、中央制御室外原子炉停止装置計装) は当該検査終了日以降適用する。 ※2: 1体以上の燃料が装着されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合は全燃料が取り出されている場合を除く。	
第29条 ジェットポンプ ・変更なし 原子炉熱出力が30%以上において、ジェットポンプは、表29-1に定める事項を運転上の制限とする。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第30条 主蒸気逃がし安全弁 ・DB ^{※SA} 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁 ^{※1} は、表30-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は、主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。	-	○	■	■	■	■	○	-		
第31条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率 ・変更なし 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は、表31-1に定める事項を運転上の制限とする。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第32条 非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の系統圧力監視 ・HPAC追加 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系 ^{※1} の系統圧力は、表32-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系に関する動作確認時および動作確認後4時間以内を除く。	-	○	■	■	■	■	○	○	※1: 原子炉の状態が運転の期間における使用前事業者検査終了日 (使用前確認を受けた日) 以降に適用する。	
第33条 原子炉冷却材中のよう素131濃度 ・変更なし 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度は、表33-1に定める事項を運転上の制限とする。	○	-	■	■	■	■	-	-		
第34条 残留熱除去系原子炉停止時冷却モードその1 ・SA (設計拡張) 原子炉の状態が高温停止であって、原子炉圧力が表34-2に定める値において、残留熱除去系原子炉停止時冷却モード ^{※1} は、表34-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、残留熱除去系原子炉停止時冷却モード起動準備のための操作期間中は除く。	-	○	■	■	■	■	○	-		
第35条 残留熱除去系原子炉停止時冷却モードその2 ・SA (設計拡張) 原子炉の状態が冷温停止において、残留熱除去系原子炉停止時冷却モード ^{※1} は、表35-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)または(2)の場合は除く。 (1) 残留熱除去系原子炉停止時冷却モード起動準備時 (2) 原子炉の昇温を伴う検査時 ^{※2}	-	○	■	■	■	■	○	-		
第36条 残留熱除去系原子炉停止時冷却モードその3 ・SA (設計拡張) 原子炉の状態が燃料交換において、残留熱除去系原子炉停止時冷却モード ^{※1} は、表36-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉内から全燃料が取り出された場合を除く。	-	○	■	■	■	■	○	-		

添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

【凡例】

- : 使用前事業者検査終了予定時期
- : 新規制基準保安規定適用（LCO適用時期含む）
- : 従前の保安規定適用
- : 新規制基準保安規定適用せず（従前の当該条文なし）

検査時期は2023年8月時点の想定

保安規定条文（新規制）	施行から適用	附則2 項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入 する前の使用前事業者 検査	臨界反応操作前の 使用前事業者検査	起動後の使用前事 業者検査	備考
			燃料交換	冷温 停止	起動	運転				
第37条 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率 ・変更なし 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率は、表 3 7 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第38条 原子炉圧力 ・変更なし 原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、表 3 8 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時の原子炉圧力変動を除く。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第39条 非常用炉心冷却系その 1 ・DB条SA, SA（設計拡張） 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表 3 9 - 1 に定める事項を運転上の制限とする ^{※1} 。ただし、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（格納容器冷却系）の動作不能とはみなさない。	-	○	■	■	■	○	○	○	※1：第39条の設備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。	
第40条 非常用炉心冷却系その 2 ・DB条SA, SA（設計拡張） 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用炉心冷却系は、表 4 0 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次の各号に示す状態となった場合は適用しない。また、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、低圧注水系の動作不能とはみなさない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、カフールゲートが開閉の場合。 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、カフールゲートが開閉の場合。	-	○	■	■	■	○	-	-	※1：燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第40条を適用する。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、カフールゲートが開閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、カフールゲートが開閉の場合	
第41条 原子炉隔離時冷却系 ・SA（設計拡張） ・低圧運転点（0.74MPa[gage]）における性能確認を定検停止時に実施 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉隔離時冷却系 ^{※1} は、表 4 1 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。ただし、高圧原子炉代替注水系起動準備中および運転中（運転上の制限を確認するための事項を実施している場合を含む。）は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とはみなさない。 ^{※2}	-	○	■	■	■	○	-	○	※1：原子炉の状態が運転の期間における使用前事業者検査終了日（使用前確認を受けた日）以降に適用する。	
第42条 主蒸気隔離弁 ・変更なし 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気隔離弁は、表 4 2 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第43条 格納容器および格納容器隔離弁 ・DB条SA 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器 ^{※1} および格納容器隔離弁 ^{※2} は、表 4 3 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウエル内部の点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上で、エアロック二重扉を開放したままとすることができ、この場合は格納容器の機能喪失とはみなさない。	-	○	■	■	■	○	-	-	-	
第44条 サプレッションチェンバからドライウエルへの真空破壊弁 ・DB条SA 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サプレッションチェンバからドライウエルへの真空破壊弁 ^{※1} は、表 4 4 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁 1 弁が全開不能の場合を除く。	-	○	■	■	■	○	-	-	-	
第45条 サプレッションチェンバの平均水温 ・DB条SA, HPAC追加 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サプレッションチェンバ ^{※1} の平均水温 ^{※2} は、表 4 5 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系 ^{※3} の動作確認等により、サプレッションチェンバの水温が上昇する場合は、確認開始時から確認終了後 2 4 時間までを除く。	-	○	■	■	■	○	-	-	-	
第46条 サプレッションチェンバの水位 ・DB条SA 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サプレッションチェンバ ^{※1} の水位は、表 4 6 - 1（図 4 6）に定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時における一時的な水位変動を除く。	-	○	■	■	■	○	-	-	-	
第47条 可燃性ガス濃度制御系 ・変更なし 原子炉の状態が運転および起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表 4 7 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。	-	○	■	■	■	○	-	-	-	
第48条 格納容器内の酸素濃度 ・DB条SA（B系） 原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度 ^{※1} は、表 4 8 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転中から約 2 4 時間および原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の 2 4 時間を除く。	-	○	■	■	■	○	-	-	-	
第49条 原子炉棟 ・DB条SA 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※1} または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、原子炉棟 ^{※2} は、表 4 9 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。 ※1：停止余裕確認後の制御棒 1 本（3号炉においては、同一の水圧制御ユニットに属する 1 組または 1 本）の挿入・引抜を除く。	-	○	■	■	■	○	-	-	※1：燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第49条を適用する。 ※2：炉心変更時または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時。	
第50条 原子炉棟給排気隔離弁 ・変更なし 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※1} または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、原子炉棟給排気隔離弁は、表 5 0 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。 ※1：停止余裕確認後の制御棒 1 本（3号炉においては、同一の水圧制御ユニットに属する 1 組または 1 本）挿入・引抜を除く。	○	-	■	■	■	■	-	-	※1：炉心変更時または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時。	
第51条 非常用力入処理系 ・DB条SA 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※1} または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、非常用力入処理系 ^{※2} は、表 5 1 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。 ※1：停止余裕確認後の制御棒 1 本（3号炉においては、同一の水圧制御ユニットに属する 1 組または 1 本）挿入・引抜を除く。	-	○	■	■	■	○	-	-	※1：燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第51条を適用する。 ※2：炉心変更時または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時。	
第52条 原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系 ・DB条SA, SA（設計拡張） 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系（3号炉については、「原子炉補機冷却海水系」と読みかえる。以下同じ。）は、表 5 2 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。	-	○	■	■	■	○	-	-	-	
第53条 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機海水系 ・SA（設計拡張） 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機海水系は、表 5 3 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。	-	○	■	■	■	○	-	-	-	
第54条 燃料プールの水位および水温 ・変更なし 燃料プールの水位および水温は、表 5 4 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第55条 燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位 ・変更なし 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉上で燃料または制御棒を移動する場合、原子炉水位は、表 5 5 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	

添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

【凡例】

- : 使用前事業者検査終了予定時期
- : 新規制基準保安規定条文適用 (LCO適用時期含む)
- : 従前の保安規定条文適用
- : 新規制基準保安規定条文適用せず (従前の当該条文なし)

検査時期は2023年8月時点の想定

保安規定条文 (新規制)	施行から適用	附則2 項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考		
			燃料交換	冷温停止	起動	運転						
			旅行	燃料装荷	CR引抜							
第56条 中央制御室非常用循環系 ・DB条SA 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※1} または原子炉内での照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系 ^{※2} は表5-6-1に定める事項を運転上の制限とする。 ※1: 停止余裕確認後の制御棒1本(3号炉においては、同一の水圧制御ユニットに属する1組または1本)の挿入・引抜を除く。	-	○※1	■※2	■※2					○	-	-	※1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第56条を適用する。 ※2: 炉心変更時または原子炉内での照射された燃料に係る作業時。
第57条 外部電源その1 3号炉適用(2号炉規定対象外) ⇒ 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、外部電源 ^{※1} は表5-7-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等における瞬時停電時を除く。	○	-										
第57条の2 外部電源その2 3号炉適用(2号炉規定対象外) ⇒ 原子炉の状態が、冷温停止および燃料交換において、外部電源は、表5-7-2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時停電時を除く。	○	-										
第57条の3 外部電源その3 ・外部電源の独立性(220kV/第2島根原子力幹線および66kV鹿島支線)および一相開放故障の検知が要求事項とされたことを受け規定 2号炉適用(3号炉規定対象外) ⇒ 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、外部電源 ^{※1} は表5-7-3-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等における瞬時停電時 ^{※2} を除く。	-	○※1	■	■	■	■	■	■	○	-	-	※1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第57条を適用する。
第58条 非常用ディーゼル発電機その1 ・SA(設計拡張) 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用ディーゼル発電機 ^{※1} は、表5-8-1に定める事項を運転上の制限とする。	-	○	■						○	-	-	
第59条 非常用ディーゼル発電機その2 ・SA(設計拡張) 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用ディーゼル発電機 ^{※1} は、表5-9-1に定める事項を運転上の制限とする。	-	○※1	■						○	-	-	※1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第60条を適用する。
第60条 非常用ディーゼル燃料油等 ・非常用D/Gが7日間連続運転を達成するために必要な燃料を供給する機能を有する燃料移送系(燃料移送ポンプ)を規定 ・DB条SA, SA(設計拡張) 非常用ディーゼル燃料油 ^{※1} 、潤滑油、起動用空気および燃料移送ポンプ ^{※2} は、表6-0-1に定める事項を運転上の制限とする。	-	○※1	■	■※2					○	-	-	※1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第61条を適用する。 ※2: 燃料移送ポンプのLCOを規定。
第61条 直流電源その1 ・DB条SA, SA(設計拡張) 原子炉の状態が、運転、起動および高温停止において、直流電源 ^{※1} は、表6-1-1に定める事項を運転上の制限とする。	-	○	■						○	-	-	
第62条 直流電源その2 ・DB条SA, SA(設計拡張) 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、直流電源は、表6-2-1に定める事項を運転上の制限とする。	-	○※1	■						○	-	-	※1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第63条を適用する。
第63条 所内電源系統その1 ・DB条SA, SA(設計拡張) 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、所内電源系統は、表6-3-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時停電時を除く。	-	○	■						○	-	-	
第64条 所内電源系統その2 ・DB条SA, SA(設計拡張) 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、所内電源系統は、表6-4-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時停電時を除く。	-	○※1	■						○	-	-	※1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第65条を適用する。
第65条 重大事故等対処設備 ・重大事故等対処設備について、 ・原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備 ^{※1} は、表6-5-1から表6-5-19で定める事項を運転上の制限とする。 ・各課長または当直長は、原子炉の状態に応じて表6-5-1から表6-5-19の確認事項を実施する。各課長は、その結果を課長(発電)に通知する。 ・各課長または当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表6-5-1から表6-5-19の措置を講じる。	-	○※1	■	■※1 ※2					○	-	-	※1: 燃料装荷または原子炉起動に必要な設備の使用前事業者検査終了日(使用前確認を受けた日)以降、65条各表の適用される原子炉の状態から適用する。 ※2: 炉心変更時または原子炉内での照射された燃料に係る作業時含む。
65-2-1 高圧原子炉代注水系(中央制御室からの遠隔起動) 65-2-2 高圧原子炉代注水系および原子炉隔離時冷却系(現場起動)	-	○										
65-2-1 高圧原子炉代注水系が動作可能であること ⇒ 中央制御室からの遠隔起動ができること 65-2-2 ⇒ 高圧原子炉代注水系を現場操作により起動できること	-	○										■※1 原子炉圧力0.74MPa
第66条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き ・変更なし 原子炉の状態が高温停止、冷温停止および燃料交換において、1体以上の燃料が装荷されている単一のセルから制御棒を1本 ^{※1} 引き抜く場合は、表6-6-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、第8-3条(燃料移動)を適用する場合は除く。	○	-										
第67条 単一制御棒駆動機構の取り外し ・変更なし 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、1体以上の燃料が装荷されている単一のセルから引き抜かれた制御棒における制御棒駆動機構の取り外しを行う場合は、表6-7-1に定める事項を運転上の制限とする。この場合、第2-7条(計測および制御設備)の原子炉保護系計装 ^{※1} および第6-6条(原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き)は適用されない。	○	-										
第68条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査 ・変更なし 原子炉の状態が高温停止、冷温停止および燃料交換において、原子炉モードスイッチを起動位置にして複数の制御棒を引き抜き検査を行う場合は、表6-8-1に定める事項を運転上の制限とする。このとき、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止および燃料交換であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が起動であるとはみなさない。	○	-										
第69条 原子炉の昇温を伴う検査 ・変更なし 原子炉の状態が冷温停止において、原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が100℃以上となる場合は、表6-9-1に定める事項を運転上の制限とする。このとき、他の運転上の制限については、原子炉の状態が冷温停止であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が高温停止であるとはみなさない。また、本案を適用している間は、第3-5条(残留熱除去系原子炉停止時冷却モードその2)を適用しない。	○	-										
第70条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査 ・変更なし 原子炉の状態が高温停止、冷温停止および燃料交換において、第6-8条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)の適用を除いて原子炉モードスイッチを運転位置または起動/高温待機位置にする場合は、表7-0-1に定める事項を運転上の制限とする。このとき、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止または燃料交換であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が運転または起動であるとはみなさない。	○	-										

添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

【凡例】

- : 使用前事業者検査終了予定時期
- : 新規制基準保安規定適用（LCO適用時期含む）
- : 従前の保安規定適用
- : 新規制基準保安規定適用せず（従前の当該条文なし）

検査時期は2023年8月時点の想定

保安規定条文（新規制）	施行から適用	附則2項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
			施行 燃料装荷		CR引抜					
第71条 運転上の制限の確認 ・LCO適用時期 各課長（第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。）または当直長は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項 ¹ で確認する。 8. 各課長または当直長は、第17条の7または第17条の8に基づく教育および訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を使用する場合は、教育および訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。	○	-					-	-	-	
第72条 運転上の制限を満足しない場合 ・記載の適正化 運転上の制限を満足しない場合は、各課長または当直長が、第3節に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課長または当直長は、この判断を速やかに行う。	○	-					-	-	-	
第73条 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合 ・青旗対象設備の規定 3. 各課長または当直長は、表7-3で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置 ² を定め、その有効性について確率的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	○	-					-	-	-	
第74条 運転上の制限に関する記録 ・記載の適正化 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。	○	-					-	-	-	
第75条 異常発生時の基本的な対応 ・変更なし 当直長は、原子炉施設に次の各号に示す事象が発生した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者および各部長に連絡する。 (1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合 ¹ (2) 原子炉が自動スクラムすべき事象が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合 (3) 原子炉を手動スクラムした場合 ¹	○	-					-	-	-	
第76条 異常時の措置 ・変更なし 当直長は、第7-5条第1項の異常が発生した場合は、異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。	○	-					-	-	-	
第77条 異常収束後の措置 ・17条関連除外規定 3. 当直長は、第7-5条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)または(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。 (2) 第17条(2号炉)第4項、第17条の3第5項、第17条の4(2号炉)第4項、第17条の4(3号炉)第2項または第17条の5第4項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。	○	-					-	-	-	

添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

【凡例】

- : 使用前事業者検査終了予定時期
- : 新規制基準保安規定条文適用（LCO適用時期含む）
- : 従前の保安規定条文適用
- : 新規制基準保安規定条文適用せず（従前の当該条文なし）

検査時期は2023年8月時点の想定

保安規定条文（新規制）	施行から適用	附則2 項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
			燃料装荷	CR引抜						
第5章 燃料管理										
第78条 新燃料の運搬 ・変更なし 課長（燃料技術）は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物天井クレーンを使用する。	○	-					-	-	-	
第79条 新燃料の貯蔵 （5）燃料プールに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること（2号炉）。	○	-					-	-	-	
第80条 燃料の検査 ・変更なし 課長（燃料技術）は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。	○	-					-	-	-	
第81条 燃料の取替実施計画 ・変更なし 課長（燃料技術）は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および燃料配置を変更する体制を取替実施計画に定め、第2項に定める評価および確認の結果を合せて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。	○	-					-	-	-	
第82条 燃料移動手順 ・変更なし 課長（燃料技術）は、原子炉内および原子炉と燃料プール間の燃料移動を実施する場合は、あらかじめ次の各号を満足する燃料移動手順を作成する。	○	-					-	-	-	
第83条 燃料移動 ・変更なし 当道長は、第82条の燃料移動手順に従い、燃料取替機を使用して燃料移動を行う。	○	-					-	-	-	
第84条 使用済燃料の貯蔵 ・（6）原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること（2号炉）。 ・2. 各課長は、燃料プール周辺に設置する設備について、燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性がある場合は、落下も防止する措置を講ずること（2号炉）。	○	-					-	-	-	
第84条の2 使用済燃料の運搬 （5）原子炉建物天井クレーンにより使用済燃料輸送容器を燃料プール上で取り扱う場合は、キャスク置場ゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動軌道や移動速度を制限すること（2号炉）。	○	-					-	-	-	
第6章 放射性廃棄物管理										
第85条 放射性廃棄物管理に係る基本方針 ・変更なし 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	○	-					-	-	-	
第85条の2 頻度の定義 ・変更なし 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表8-5の2のとおりとする。	○	-					-	-	-	
第86条 放射性固体廃棄物の管理 ・変更なし 課長（放射線管理）、課長（燃料技術）および課長（発電）は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵 [※] または保管する。	○	-					-	-	-	
第86条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 ・変更なし 「原子力施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」...	○	-					-	-	-	
第86条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 ・変更なし 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書および電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等...	○	-					-	-	-	
第87条 放射性液体廃棄物の管理 ・変更なし 課長（発電）は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。	○	-					-	-	-	
第88条 放射性気体廃棄物の管理 ・変更なし 課長（発電）は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表8-9-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。	○	-					-	-	-	
第89条 放出管理用計測器の管理 ・変更なし 課長（放射線管理）、課長（計装）および課長（3号電気）は、表8-9に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。...	○	-					-	-	-	

添付1 新規基準保安規定適用時期一覧表

【凡例】

- : 使用前事業者検査終了予定時期
- : 新規基準保安規定条文適用 (LCO適用時期含む)
- : 従前の保安規定条文適用
- : 新規基準保安規定条文適用せず (従前の当該条文なし)

検査時期は2023年8月時点の想定

保安規定条文 (新規)	施行から適用	附則2 項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
			燃料装荷	CR引抜						
第7章 放射線管理										
第90条 放射線管理に係る基本方針										
・変更なし 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	○	-								
第90条の2 頻度の定義										
・変更なし 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表90の2のとおりとする。	○	-								
第91条 管理区域の設定および解除										
・記載の適正化 管理区域は、添付4に示す区域とする。	○	-								
第92条 管理区域内における区域区分										
・記載の適正化 課長（放射線管理）は、管理区域を次のとおり区分することができる。 （1）表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。） （2）表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域またははそれのおそれのある区域	○	-								
第93条 管理区域内における特別措置										
・変更なし 課長（放射線管理）は、管理区域のうち次の基準を超える場合またははそれを超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別するほか…	○	-								
第94条 管理区域への出入管理										
・変更なし 課長（放射線管理）は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。	○	-								
第95条 管理区域出入者の遵守事項										
・変更なし 課長（放射線管理）は、管理区域に出入りする員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。	○	-								
第96条 保安区域										
・記載の適正化 保安区域は、添付5に示す区域とする。	○	-								
第97条 周辺監視区域										
・変更なし 周辺監視区域は、図97に示す区域とする。	○	-								
第98条 放射線業務従事者の線量管理等										
・変更なし 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、…	○	-								
第99条 床、壁等の除染										
・変更なし 各課長または当直長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合または発見した場合は、…	○	-								
第100条 平常時の環境放射線モニタリング										
・変更なし 課長（放射線管理）は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、…	○	-								
第100条の2 外部放射線に係る線量当量率等の測定										
・変更なし 課長（放射線管理）は、表100の2-1および表100の2-2（第92条（管理区域内における区域区分）第1項（2）の区域内に設定した…	○	-								
第101条 放射線計測器類の管理										
課長（放射線管理）、課長（計装）および課長（3号電気）は、表101および第65条（65-15-1 監視測定設備）に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。…	○	-								
第102条 管理区域外等への搬出および運搬										
・変更なし 課長（放射線管理）は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域…	○	-								
第103条 発電所外への運搬										
・変更なし 各課長は、核燃料物質等（第78条（新燃料の運搬）、第84条の2（使用済燃料の運搬）および第86条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	○	-								
第104条 協力会社の放射線防護										
・変更なし 課長（放射線安全）は、管理区域内で作業を行う協力会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。	○	-								
第8章 施設管理										
第106条 施設管理計画										
4. 保全対象範囲の策定 (4) 自主対策設備 ^{※1} （2号炉） ※1：自主対策設備は、技術基準規則全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。	○	-								
第106条の2 設計管理										
・変更なし 組織は、原子炉施設の工事をを行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更が該当するかどうかを判断する。	○	-								
第106条の3 作業管理										
・変更なし 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。	○	-								
第106条の4 使用前事業者検査の実施										
・変更なし 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本案において「設計認可」という。）の対象となる原子炉施設について、…	○	-								
第106条の5 定期事業者検査の実施										
・変更なし 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するため…	○	-								
第106条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針										
・変更なし 所長は、2号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物 ^{※1} ならびに常設重大事故等対象設備に属する機器および構造物 ^{※1※2} （以下、本案において「機器および構造物」という。）について、…	○	-								

添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

【凡例】

- : 使用前事業者検査終了予定時期
- : 新規制基準保安規定条文適用（LCO適用時期含む）
- : 従前の保安規定条文適用
- : 新規制基準保安規定条文適用せず（従前の当該条文なし）

検査時期は2023年8月時点の想定

保安規定条文（新規制）	施行から適用	附則2項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
			燃料装荷	CR引抜						
第9章 緊急時の措置										
第107条 原子炉防災組織 ・記載の適正化 課長（技術）は、緊急事態が発生した場合に、原子炉災害対策活動を行えるよう、原子炉防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第108条 原子炉防災組織の要員 ・変更なし 課長（技術）は、原子炉防災組織の要員を定めるに当たり、所長の承認を得る。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第108条の2 緊急作業従事者の選定 ・訓練：緊急作業の方法、緊急作業で使用する施設および設備の取扱い⇒兼用できる訓練に17条関連を追加 課長（技術）は、次の各号全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者…	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第109条 原子炉防災資機材等の整備 ・変更なし 課長（技術）は、原子炉防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具および非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第110条 通報経路 課長（技術）は、警戒事態当該事象が発生した場合または特定事象が発生した場合の社内および国、県、市等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるに当たり、所長の承認を得る。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第111条 緊急時訓練 ・記載の適正化 課長（技術）は、原子炉防災組織の要員に対して、緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第112条 通報 当直長等は、警戒事態当該事象が発生した場合または特定事象が発生した場合は、第110条（通報経路）に定める経路に従って、所長に報告する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第113条 緊急時体制の発令 所長は、警戒事態当該事象の発生または特定事象の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、緊急時体制を発令して、原子炉防災組織の要員を招集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。所長は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部長（原子力管理）に報告する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第114条 応急措置 本部長は、原子炉防災組織を統括し、緊急時体制を発令した場合において次の応急措置を実施する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第115条 緊急時における活動 ・変更なし 原子炉緊急事態宣言発令後、本部長は、第114条（応急措置）で定める応急措置を継続実施する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第115条の2 緊急作業従事者の線量管理等 ・変更なし 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第116条 緊急時体制の解除 本部長は、事象が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第10章 保安教育										
第117条 所員への保安教育 ・17条関連の保安教育実施計画の策定・実施 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するに当たり、具体的な保安教育内容およびその見直し頻度を定めた「力業および教育訓練基本要領」に基づき、次の各号を実施する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第118条 協力会社従業員への保安教育 ・17条関連の保安教育実施計画の策定・実施 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全に必要な教育が表118の実施方針に基づき実施されていることを確認する。…	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第11章 記録および報告										
第119条 記録 ・変更なし 各課長、当直および原子力人材育成センター所長は、表119-1のうち、1.については保存し、その他については、適正に作成し、保管する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。…	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第120条 報告 ・記載の適正化 各課長または当直長は、次に定める事項に該当する場合または該当するおそれがあると判断した場合について、あらかじめ定められた経路に従って、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
添付1 原子炉がスクラムした場合の運転操作基準 第76条 異常時の措置の適用時期に準ずる。										
添付2 火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準 第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4および第17条の5の適用時期に準ずる。										
添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 第17条の7および第17条の8の適用時期に準ずる。										
添付4 管理区域図 第93条および第94条に係る管理区域図を示す。（新規制基準適合後の状態を示す）	-	○※1	■	■	■	■	○	-	-	※1：燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の添付2を適用する。
添付5 保安区域図 第96条に係る保安区域図を示す。（新規制基準適合後の状態を示す）	-	○※1	■	■	■	■	○	-	-	※1：燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の添付3を適用する。

※17条、17条の2～8の設備に関する手順の整備については、当該使用前事業者検査終了日以降に適用する。

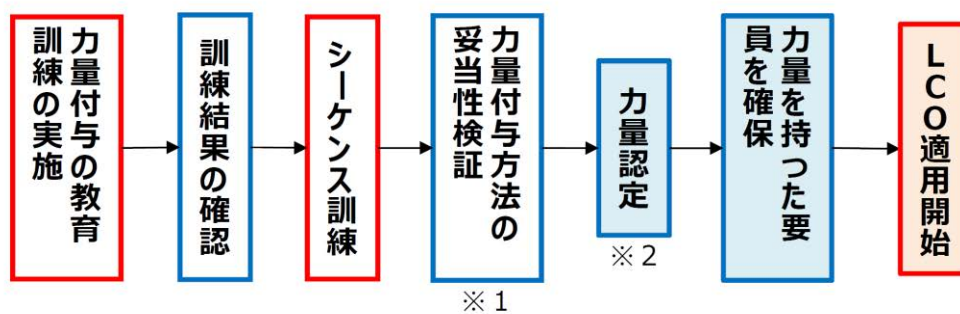
添付1 新規制基準保安規定適用時期一覧表 (65条各表)

保安規定条文適用

検査時期は2023年8月時点の想定

原子炉の状態 (保安規定の運転モード)		燃料交換				冷温停止				起動				運転					
主要工程		保安規定認可	保安規定施行	保安規定第65条関連適用開始	燃料装荷	原子炉復旧	原子炉起動												
「燃料交換」から適用される設備		【常時適用される設備】65-5-3,65-9-1,65-9-2,65-9-3,65-10-1,65-10-2,65-11-3,65-11-4,65-12-1,65-12-2,65-12-3,65-12-4,65-12-5,65-12-6,65-13-1,65-13-2,65-13-3,65-13-4,65-14-1,65-15-1,65-16-1,65-17-1,65-18-1,65-19-1 代替RCW, SFPスレイ系, FPC, SFP監視設備, 原子炉建物放水設備, 海洋拡散抑制設備, 海水移送設備, 構内監視設備, 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備, 所内常設蓄電池式直流電源設備および常設代替蓄電池式電源設備 (RCIC関係), 可搬型直流電源設備 (230V系充電器 (常用) 除く), 代替所内電気設備, 燃料補給設備, 計装設備 (中性子源領域・中間領域※, SFP計装), 補助パラ (RCW, 電源関係), 可搬型計測器, SPDS, MCR (LEDライト (三脚タイプ)), 監視測定設備, TSC (TSC空調機他), TSC電源, 通信連絡設備, ホールローグ, 大量送水車 ※全燃料取出状態は除く。 【オイル満水より下げの場合に適用される設備】65-4-1,65-4-2,65-8-1,65-8-2,65-11-1,65-11-2, 65-13-1 FLSR (常設・可搬), PAR, R/B水素濃度, FLSR注水槽, FLSR注水槽補給設備, 計装設備 (原子炉圧力容器温度 (SA), 原子炉水位 (広帯域・燃料域・SA), 低圧系流量, RHR系計装, FLSR注水槽水位, R/B水素濃度)																	
「照射された燃料に係る作業時」および「起動」から適用される設備		【照射された燃料に係る作業時および起動から適用される設備】65-14-1,65-16-1 MCR (照明以外) TSC空気ポンプ加圧設備 (空気ポンプ)																	
「冷温停止」から適用される設備		【冷温停止から適用される設備】65-13-1 計装設備 (原子炉圧力 (SA含む))																	
「起動」から適用される設備		【起動以降】65-1-1,65-1-2,65-2-3,65-3-1,65-3-2,65-3-3,65-5-1,65-5-2,65-5-4,65-5-5,65-6-1,65-6-2,65-7-1,65-7-2,65-7-3,65-12-3,65-12-4,65-13-1,65-13-2,65-14-2 ARI, SA-RPT, SLC, SRV関連 (バッテリー等含む), FCVS, 可搬式窒素供給装置, RHAR, PCV水素・酸素監視, 格納容器代替スレイ系 (常設, 可搬), ベテスタル代替注水系 (常設, 可搬), 格納容器代替スレイ系 (可搬) (PCV下部冷却用), 所内常設蓄電池式直流電源設備および常設代替蓄電池式電源設備 (RCIC関係), 可搬型直流電源設備 (230V系充電器 (常用)), 計装設備 (高圧系流量, PCV注水流量, ベテスタル注水流速, PCV内温度/圧力/水位, CAMS (SA含む), APRM, RHAR温度/流量, FCVS計装, 低圧系圧力), 補助パラメータ (230V系直流器 (常用) 母線電圧, ADS用窒素ガス減圧弁二次側圧力, 窒素ガスポンプ圧力), BOP閉止装置 (起動かつ炉圧0.74MPa以上から要求) 計装設備 (HPAC-RCIC流量)																	
HPAC (原子炉圧力0.74MPa以上から適用) ※使用前事業者検査は定格出力到達後となるため当該検査終了日以降適用となる。										【起動後の使用前事業者検査終了】				65-2-1,65-2-2 HPAC, RCIC (遠隔・現場)					

添付2：S A設備使用前の力量付与の流れ



※ 1：個別現場手順を含む現場操作の総合的な力量付与方法の検証として、設備の新設・改造範囲に応じた現地シーケンス訓練（代表班）を実施。

※ 2：保安規定認可の後、認可前に教育訓練を行った各手順に変更がないこと、力量付与方法の妥当性確認完了をもって力量認定。